主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人名越鐵夫の上告趣意について。

所論免訴の主張は、明らかに刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また物価統制令違反の犯罪成立後その統制額が廃止されても、刑罰が廃止されるものでないこと 当裁判所大法廷の判例であるから、所論は同四一一条五号にも当らない。

よつて同四一四条三八六条一項三号により主文のとおり決定する。

この決定は、真野裁判官の所論(前記判例参照)は刑訴四一一条五号に当るとする意見を除き、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年四月五日

最高裁判所第一小法廷

| 毅 | | | 野 | 真 | 裁判長裁判官 |
|---|---|---|---|---|--------|
| 郎 | 治 | 竹 | 田 | 澤 | 裁判官 |
| 輔 | | 悠 | 藤 | 产 | 裁判官 |
| 郎 | | Ξ | 松 | 岩 | 裁判官 |